

令和4年度 介護保険料の減免について

主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、廃業、失業、または今年の収入が前年の収入に比べて3割以上減少する場合、第1号被保険者の介護保険料が減免になりますので、ご相談ください。

※申請が必要です。

※主たる生計維持者…住民票所の世帯主（介護保険の資格がない世帯主も含む）です。
世帯主以外で実際に生計を維持している者も主たる生計維持者とします。

※第1号被保険者…65歳以上の方で、介護保険の資格がある方です。

1 減免対象

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が感染し、死亡または1カ月以上入院するなど重篤な傷病を負った世帯の第1号被保険者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の営業、漁業、農業、給与、不動産または山林収入が前年に比べ3割以上の減少が見込まれ、減少すると見込まれる収入に係る所得以外の前年分の合計所得が400万円以下の世帯の第1号被保険者
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が廃業または失業した世帯の第1号被保険者

2 減免額

- (1) 上記の(1)に該当する方…申請後に納期限が到来する保険料の全額を減免します。
- (2) 上記の(2)(3)に該当する方…前年の所得により保険料の減免額を決定します。

3 申請期限

令和5年3月15日(水)

4 持参するもの

- (1) 新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認できるもの。(診断書など)
- (2) 令和4年中の収入、所得などを確認できるもの。(給与明細など)
- (3) 廃業、失業または離職した日が確認できるもの。(廃業届の控え、離職票など)
- (4) はんこ